

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

1	国立大学法人静岡大学(財政援助団体監査)
	・監査対象負担金 浜松RAIN房事業負担金(平成25年度分)
	・負担金の所管課 学校教育部 指導課
2	社会福祉法人どれみ会(財政援助団体監査)
	・監査対象補助金 浜松市民間保育所入所児童処遇向上費補助金(平成25年度分)
	・補助金の所管課 南区役所 社会福祉課
3	社会福祉法人白百合明光会(財政援助団体監査)
	・監査対象補助金 浜松市民間保育所事業費補助金(平成25年度分)
	・補助金の所管課 南区役所 社会福祉課
4	公益財団法人浜松市花みどり振興財団(出資団体監査)
	・市の出資比率 100.0%
	・団体の所管課 都市整備部 緑政課
5	浜松まちなかマネジメント株式会社(公の施設の指定管理者監査)
	・公の施設 浜松市ギャラリーモール
	・施設の所管課 産業部 産業振興課
6	ヤタロー・共同グループ(公の施設の指定管理者監査)
	・公の施設 浜松市総合産業展示館
	・施設の所管課 産業部 産業振興課
7	株式会社エス・ビー・エム 株式会社セリオ共同事業体(公の施設の指定管理者監査)
	・公の施設 浜松市春野美しい森林むらづくりモデル施設
	・施設の所管課 天竜区役所 区振興課

第2 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、平成25年度に執行された本市からの負担金及び補助金交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 出資団体については、平成25年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
- 3 公の施設の指定管理者については、主に平成25年度及び平成26年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成27年1月9日から同年2月16日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 国立大学法人静岡大学(財政援助団体監査)

(1) 負担金の概要

負担金名	浜松RAIN房事業負担金(平成25年度分)
交付団体の所在地	浜松市中区城北三丁目5番1号 国立大学法人静岡大学内
負担金の目的	大学・企業・行政等が連携して、若者の理科離れや技術者の不足を食い止め、地域に根ざす優れた人材を地域で育てるため、理科やものづくりに関して、学校における教育の充実や地域における学習及び体験の場を構築するとともに、近隣地域における様々な活動主体が連携し、情報を共有し、相互に啓発し合う地域ネットワークを構築する。
事業の内容	ア 浜松版理科カリキュラムの開発・実施 イ 地域ネットワーク事業 ウ ダヴィンチキッズプロジェクト
負担金額	6,000,000円
負担金交付の根拠	浜松市、浜松商工会議所及び国立大学法人静岡大学の3者で、平成25年4月1日に「浜松RAIN房事業の推進に関する協定書」が締結された。

(2) 負担金事業にかかる収支決算(平成25年度)

ア 収入

(単位 円)

区分	予算額 a	決算額 b	差額 b-a
浜松市負担金	6,000,000	6,000,000	0
浜松商工会議所負担金	2,000,000	2,000,000	0
静岡大学負担金	3,000,000	3,004,617	4,617
合計	11,000,000	(A) 11,004,617	4,617

イ 支出

(単位 円)

区分	予算額 a	決算額 b	差額 a-b
人件費	3,600,000	3,898,167	298,167
消耗品費	2,700,000	2,878,831	178,831
旅費	90,000	9,620	80,380
諸謝金	1,450,000	985,850	464,150
会議費	150,000	556,837	406,837
印刷製本費	300,000	496,520	196,520
雑役務費	1,700,000	1,416,311	283,689
保険料	10,000	35,208	25,208
一般管理費	1,000,000	727,273	272,727
合計	11,000,000	(B) 11,004,617	4,617

●決算額収支差額(A-B) 0円

(3) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 社会福祉法人どれみ会(財政援助団体監査)

(1) 補助金の概要

補助金名	浜松市民間保育所入所児童処遇向上費補助金(平成 25 年度分)
交付団体の所在地	浜松市南区三和町 782 番地
補助金の目的	民間保育所の職員及び児童の処遇改善並びに保育所の環境の整備を図り、もって児童福祉の増進に資する。
補助金交付対象	ア 低年齢児保育費 イ 予備保育士雇上費 ウ 産休等代替職員雇上費 エ 保育所運営費
補助金額	8,670,100 円

(2) 補助金事業にかかる収支決算(平成 25 年度)

ア 収入

(単位 円)

区分	予算額	決算額
浜松市補助金	11,916,800	8,670,100
運営費	88,419,200	91,816,179
合計	100,336,000	100,486,279

イ 支出

(単位 円)

区分	予算額	決算額	補助金充当額
職員俸給	30,895,000	30,884,131	3,763,600
職員諸手当	20,570,000	20,521,689	1,694,700
賃金(非常勤職員俸給)	36,878,000	36,981,798	2,284,000
法定福利費	11,993,000	12,098,661	927,800
合計	100,336,000	100,486,279	8,670,100

(3) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

3 社会福祉法人白百合明光会(財政援助団体監査)

(1) 補助金の概要

補助金名	浜松市民間保育所事業費補助金(平成 25 年度分)
交付団体の所在地	浜松市南区高塚町 2312 番地の 16
補助金の目的	民間保育所において、多様化する保護者の需要に対応し、保育の充実を図り、もって児童福祉の増進に資する。
補助金交付対象	ア 一時預かり事業費 イ 一時保育事業費 ウ 障害児保育費 エ 食物アレルギー児調理業務費 オ 外国人児童保育事業費 カ 地域活動事業費 キ 延長保育促進事業費 ク 休日保育事業費
補助金額	11,361,680 円

(2) 補助金事業にかかる収支決算(平成 25 年度)

ア 収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額
浜 松 市 補 助 金	11,361,680	11,361,680
保 育 所 運 営 費	0	4,088,811
利 用 料	1,203,000	1,203,000
合 計	12,564,680	16,653,491

イ 支出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	補助金充当額
一 時 預 かり 事 業 費	2,033,000	2,452,575	1,350,000
障 害 児 保 育 費	2,665,680	4,877,543	2,665,680
食物アレルギー児調理業務費	108,000	314,290	108,000
地 域 活 動 事 業 費	1,350,000	1,658,280	1,350,000
延 長 保 育 促 進 事 業 費	6,408,000	7,350,803	5,888,000
合 計	12,564,680	16,653,491	11,361,680

(3) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

4 公益財団法人浜松市花みどり振興財団(出資団体監査)

(1) 団体の概要

設 立	昭和 44 年 10 月 27 日
設 立 目 的	花き類の栽培や展示等の事業を通して、花みどりの普及と情操教育の場の提供に努めるとともに、園芸文化の創造とその情報を発信することにより、浜松市及び浜名湖周辺の地域振興を図る団体として市民・地域の生活に潤いと安らぎを与え、もって地域社会の活性化に資する。
事務所の所在地	浜松市西区舘山寺町 195 番地
組 織 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	ア 役員等 23人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人、評議員10人、監事2人) イ 職 員 26人
主 な 事 業	ア 花き類の栽培展示、栽培技術指導及び優良種苗の生産配布による園芸文化の普及と情操教育の推進に関する事。 イ 地方公共団体が設置する公の施設の管理運営その他の業務の受託に関する事。 ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
市 と の 関 係	市は公益財団法人浜松市花みどり振興財団に対し 55,000,000 円を出えん(出資比率 100%)している。

(2) 経営状況

ア 貸借対照表

平成 26 年 3 月 31 日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	283,462	流動負債	112,488
固定資産		固定負債	134,977
基本財産	55,000	負債合計	247,465
特定資産	70,000	正味財産の部	
その他固定資産	9,207	指定正味財産	55,000
		(うち基本財産への充当額)	(55,000)
		一般正味財産	115,205
		正味財産合計	170,205
資産合計	417,670	負債及び正味財産合計	417,670

表中に用いた金額は、原則として千円未満を切り捨てて表示した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。(以下同じ)

イ 正味財産増減計算書

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位 千円)

科 目	金 額
一般正味財産増減の部	
経常増減の部	
経常収益	554,544
経常費用	523,967
当期経常増減額	30,576
経常外増減の部	
経常外収益	13,702
経常外費用	0
当期経常外増減額	13,702
当期一般正味財産増減額	44,278
一般正味財産期首残高	70,926
一般正味財産期末残高	115,205
指定正味財産増減の部	
指定正味財産期首残高	55,000
指定正味財産期末残高	55,000
正味財産期末残高	170,205

(3) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

5 浜松まちなかマネジメント株式会社(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市中区海老塚町 51 番地の 1

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市ギャラリーモール
所在地	浜松市中区砂山町 320 番地の 1
施設の概要	ア 開設日 平成 23 年 10 月 1 日 イ 概要 敷地面積 3,432 m ² ウ 開場時間及び休場日 ・開場時間 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで ・休場日 なし
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
指定管理料	28,110,000 円(平成 25 年度) 28,914,000 円(平成 26 年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の使用許可に関する業務 イ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の管理維持に関する業務 エ 上記に掲げるもののほか、浜松市が必要と認める業務

(3) 指定管理に関する収支決算(平成 25 年度)

(単位 円)

収入科目	金額	支出科目	金額
指定管理料	28,110,000	人件費	17,578,413
利用料金収入	6,425,130	旅費	56,341
		需用費	1,312,164
		委託料	10,868,340
		工事費	1,806,000
		修繕費	204,750
		広報費	753,190
		雑費	187,675
		租税公課	1,010,184
合計(A)	34,535,130	合計(B)	33,777,057

●収支差額(A-B) 758,073 円 ※自主事業を除く。

(4) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

ア 利用予納金について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市ギャラリーモール条例第 8 条第 5 項において、指定管理者は、必要がある

と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、モールの利用に係る予納金を収受することができる」と規定している。

指定管理者は、施設の予約受付時に利用者から利用予納金として 10,000 円を収受しているが、あらかじめ市長の承認を得ていない。

イ 自主事業の承諾及び協議について(所管課及び団体に対するもの)

指定管理者は自主事業として、レンタル備品の貸出業務を行っているが、本事業について基本協定書に基づく事業計画書の提出がされておらず、市長の承諾を受けていない。

また、自主事業に関する料金について、基本協定書に基づく市との協議をしていない。

6 ヤタロー・共同グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市東区丸塚町 169 番地

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市総合産業展示館
所在地	浜松市東区流通元町 20 番 2 号
施設の概要	ア 開設日 昭和 46 年 11 月(本館) 昭和 58 年 10 月(北館)
	イ 概要 敷地面積 15,845.19 m ² 本館 鉄筋コンクリート造 2 階建て (一部鉄骨造平屋建て) 延床面積 5,122.13 m ² 北館 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 4 階建て (一部 5 階建て) 延床面積 3,598.16 m ²
	ウ 開館時間及び休館日 ・開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで ・休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
指定管理者 納入金	24,000,000 円に、利用料金収入と自主事業による収入の合計に 100 分の 1 を乗じて得た額を加えた額(平成 25 年度) 25,000,000 円に、利用料金収入と自主事業による収入の合計に 100 分の 1 を乗じて得た額を加えた額(平成 26 年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の 主な業務	ア 展示館の利用の許可に関する業務 イ 展示館の施設及び設備の維持管理に関する業務 ウ その他展示館の管理に関して市長が必要であると認める業務

(3) 指定管理に関する収支決算(平成 25 年度)

(単位 円)

収入科目	金額	支出科目	金額
利用料金収入	66,068,155	人件費	17,754,357

備品等貸出料	11,675,831	旅 費	36,470
電気、冷暖房料	8,114,261	需 用 費	17,218,087
自動販売機手数料	1,536,373	役 務 費	408,914
		委 託 料	18,079,693
		市 納 付 金	24,873,946
		消 耗 品、備 品 費	1,257,555
		修 繕 費	2,945,100
		広 告 宣 伝 費	112,350
		そ の 他	2,529,743
		租 税 公 課	1,600
		消 費 税	1,343,288
合 計(A)	87,394,620	合 計(B)	86,561,103

●収支差額(A－B) 833,517円 ※自主事業を除く。

(4) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

ア 指定管理者納入金に係る納付督促について(所管課に対するもの)

浜松市総合産業展示館の管理に関する基本協定書の規定に基づき、指定管理者から市に支払われた平成24年度指定管理者納入金25,887,921円については、平成25年4月30日が納期限であり、5月23日に納入されている。

しかし、浜松市債権管理条例及び同条例施行規則では、納期限後20日以内に督促状を発することとなっているが、行われていなかった。

イ 利用料金の承認について(所管課に対するもの)

浜松市総合産業展示館の利用料金は、浜松市総合産業展示館条例に定める利用料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする規定している。

平成26年4月の消費税法の改正に伴い、同条例に規定する利用料金の額が改定された。

その際、指定管理者から申請された利用料金は、改正後の条例に定める利用料金の額を超えていたにもかかわらず、十分な確認を行わずこれを承認したため、指定管理者は、条例に規定する利用料金の額を超えて収受していた。

7 株式会社エス・ビー・エム 株式会社セリオ共同事業体(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

静岡市清水区桜橋町4番7号

(2) 指定管理業務の概要

施 設 名	浜松市春野美しい森林むらづくりモデル施設
所 在 地	浜松市天竜区春野町豊岡307番地

施設の概要	ア 開設日 平成6年4月1日 イ 概要 敷地面積 4,398.37 m ² 主な建物(全て木造平屋建て) ・総合案内施設所、勝坂神楽伝承館 ・休養施設5棟(10人部屋2棟、6人部屋3棟)
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで 解約合意書を取り交わし、平成27年3月31日で協定解約
指定管理料	6,500,000円(平成25年度) 6,685,714円(平成26年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 浜松市春野美しい森林むらづくりモデル施設の利用の許可に関する事。 イ 浜松市春野美しい森林むらづくりモデル施設・設備の維持管理に関する事。 ウ 施設の適正な管理運営のための仕様書に基づく業務に関する事。 エ その他、施設の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(3) 指定管理等に関する収支決算(平成25年度)

(単位 円)

収入科目	金額	支出科目	金額
指定管理料	6,500,000	人件費	4,606,480
利用料金収入	1,088,000	支援委託費	1,270,340
事業収入	831,850	水道光熱費	650,718
		通信費	152,560
		支払手数料	60,158
		修繕費	75,076
		事務用品費	10,020
		衛生費	26,874
		交通費	6,470
		備品消耗品費	62,821
		租税公課	10,000
		食料費	437,467
		寝具リース費	318,633
		保険料	43,580
		報酬費	50,000
		広告宣伝費	390,230
		接待交際費	20,000
		諸会費	92,000
合計(A)	8,419,850	合計(B)	8,283,427

●収支差額(A-B) 136,423円

(4) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

第6 財政援助団体等監査の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

浜松まちなかマネジメント株式会社(公の施設の指定管理者監査)

公の施設 浜松市ギャラリーモール

所管課 産業部産業振興課

浜松市は、浜松まちなかマネジメント株式会社を指定管理者として指定し、浜松市ギャラリーモールの管理運営を行わせている。

しかし、指定管理者は、夜間管理業務や施設内の鍵の管理等の主要業務について、一般財団法人浜松まちづくり公社(以下「まちづくり公社」という。)に委託している。

また、浜松市ギャラリーモール条例第5条に基づき利用許可をしたもののうち、土曜日、日曜日及び休日に利用される日に指定管理者職員が勤務していない日があり、さらにこの際の昼間の管理等を事前に市の承諾を得ずにまちづくり公社に委託している。

加えて、施設内のエスカレーター保守点検業務について、自ら履行する能力がないまちづくり公社に委託し、まちづくり公社は、これをさらに専門業者に委託している。

これらの状況から、指定管理の状況は適切であるとは言えない。

よって、所管課は指定管理者に対し、自らの責務を認識させ、協定書に定める業務が適正に履行されているか確認すべきである。